

閲覧に際しての注意事項

- ◎ 閲覧の際は、本人の確認の為、公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。
- ◎ 個人の基本的な権利またはプライバシーを侵害するおそれがある場合や、申請目的以外に利用されるおそれのある場合、閲覧を制限させて頂くこともあります。
- ◎ 閲覧は、係員から指示された閲覧場所で行ってください。
- ◎ 閲覧中は、以下の事項を厳守してください。
 1. 選挙人名簿の抄本は、丁寧に取扱いってください。書き込み、チェックを入れることや抄本の上で筆記や加筆はしないでください。
 2. 以下の閲覧方法を厳守してください。

方法	可否
読取り	○
筆記（ノートへの書き写し）	
パソコンへの直接入力	
写真（スマホ、デジカメ、簡易カメラ等）	×
スキャン（携帯タイプのスキャナー等）	
コピー	

3. 離席の際、選挙人名簿の抄本を閲覧場所以外に持ち出さないでください。

- ◎ 閲覧にパソコンを使用する場合は、「選挙人名簿閲覧申出書」の備考欄にPCを使用する旨記載するとともに、様式「選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る留意事項」をご確認の上、「選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る誓約書」を提出してください。
- ◎ 閲覧事項を書き写した場合は、閲覧終了後に、筆記資料、データ等をコピーさせていただきます。（公職選挙法第28条の4第5項、規則第3条の2第3項）
- ◎ 閲覧目的が調査研究の場合は、調査研究の成果物（報告書など）を後日、選挙管理委員会事務局へ提出してください。

年 月 日

貝塚市選挙管理委員会事務局長

申出者
住所
電話
氏名

選挙人名簿抄本閲覧におけるパソコン使用に係る誓約書

年 月 日付申出する選挙人名簿閲覧に関して、責任をもって下記事項及び留意事項の内容を遵守することを誓約します。

記

1. 閲覧に際して、持ち込んだパソコン（以下、「PC」）は、ネットワーク接続をせず、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみを使用します。
2. 下記閲覧対象者の範囲のみ PC を使用して転記します。

(選挙人名簿抄本閲覧申出書「5 閲覧対象者の範囲」で申請した内容を記載してください。)

3. 転記した事項を閲覧申請した目的に使用したことにより、市民からの問い合わせ、苦情等に対しては誠意をもって対応します。
4. 閲覧により知りえた事項の一切の責任は当方で負います。
5. 転記したデータは、他に漏れない（第三者への提供をしない）よう慎重に取り扱い、その管理・保管を厳重にします。
6. 閲覧した事項は、申出者、閲覧者及び申し出のあった閲覧事項取扱者の範囲以外の者には一切取り扱わせないようにいたします。
7. その他閲覧に関し、貝塚市選挙管理委員会事務局の指示に従います。

選挙人名簿抄本閲覧における パソコン使用に係る留意事項

貝塚市選挙管理委員会事務局長

選挙人名簿の閲覧で取得した閲覧事項の取扱いについては、公職選挙法第28条の2第12項又は第28条の3第7項の規定に基づき、申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、法人閲覧事項取扱者は個人閲覧事項取扱者（以下「閲覧者等」という。）による閲覧事項の漏えいの防止その他の閲覧事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

特に電磁的記録データについて漏えいを防止するため、下記の事項に留意してくださるようお願いいたします。

記

- (1) 閲覧者は、閲覧時にパソコン（以下「PC」）を使用して転記する場合、キーボード打ち込みによるテキスト入力のみとし、内臓のカメラによる撮影、レコーダー機能による録音等をしないこと
- (2) 閲覧者は、閲覧時にPCのネットワーク接続をしないこと
- (3) 申出者及び閲覧者は、閲覧時及び閲覧事項データを管理する際に使用するPCに対して、ウイルス対策ソフトウェアによるフルチェックを定期的実施すること
- (4) 申出者及び閲覧者等は、業務上知りえた情報をもらさないこと。退職等により業務を離れる場合も守秘義務を負うこと
- (5) 申出者及び閲覧者は、電子メールで、閲覧事項データを送信しないこと
- (6) 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、第三者に使用されること又は許可なく情報を閲覧されることがないように適切な措置を講ずること
- (7) 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データを必要以上に複製しないこと
- (8) 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データの管理について、ウェブで利用できるネットワークストレージサービス等を使用しないこと
- (9) 申出者及び閲覧者は、閲覧事項データについて、情報が保存される必要がなくなった時点で、記録した情報を復元不可能な方法で消去すること